

藤沢市市税条例の一部改正について
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）12月3日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「第2章」の次に「（第7条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第13条を除く。）」を加える。

第17条の2に次の1項を加える。

- 2 法第314条の7第1項第4号に規定する条例で定める寄附金は、地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年藤沢市条例第 号）に規定する特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（同条例に規定する期間内に支出されたものに限る。）とする。

第21条に次の1項を加える。

- 4 法第317条の2第1項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の収入が無い者（収入が障がい若しくは遺族を支給事由とする公的年金等又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）に規定する失業等給付のみの者を含む。）が提出する申告書は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「府令」という。）第2条第2項ただし書きの規定により、市長が別に定める様式によることができる。

第22条の2中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「府令」という。）」を「府令」に改める。

第23条の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合)

第23条の2 法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則に次の1項を加える。

(平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税の税率の特例)

10 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第12条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条に1項を加える改正規定、第22条の2の改正規定及び第23条の次に1条を加える改正規定は、平成25年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第4条第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の同項に規定する行為については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、特定非営利活動法人に対する寄附金に係る個人市民税の寄附金税額控除に関する規定を追加すること、市県民税の申告を簡易の申告書の提出により行う者の範囲を定めること、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に伴い平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税の税率に特例を定めること等、所要の改正をする必要による。